

長野県里親認定基準（令和7年4月1日適用）

【里親として、求められるもの】 ○ 子どもに安心、安全な生活環境を提供し、子どもの権利擁護と最善の利益に配慮して養育する。 ○ 家庭養育の良さを活かしつつ、独自の子育て観を優先せず、他者からの助言に耳を傾け、関係機関と連携、協働できる。 ○ 子どもの健やかな成長のために積極的に研修を受け、必要な知識と養育技術の向上に努める。			
	養育里親	養子縁組里親	親族里親
1 基本要件	(1) 子どもを養育するうえで、心身の健康上の支障がないこと。 (2) 子どもの養育について理解し、熱意があること。 (3) 子どもに思想・宗教を強要する恐れがないこと。 (4) 拘禁刑 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。 (5) 児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律等の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。 (6) 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者でないこと。 (7) 経済的に困窮していないこと、かつ、原則として世帯の収入額が生活保護基準を上回っていること。		(1)から(6)まで養育里親と同じ。 (7) 親族里親制度を利用しなければ、当該児童が児童養護施設等への入所措置を余儀なくされる状況であること。
2 家庭及び構成員の状況	(1) 家庭生活が円満に営まれていること。 (2) 親族が、子どもを受入れることに同意し協力的であること。 (3) 親族のうちに常に介護が必要な者がいないこと。但し、介護が家族に負担にならず、委託された子どもの養育に影響を及ぼさない場合を除く。 (4) 年齢の上限を一律に設けることはしないが、健康状態、家計状況等から、養育可能であると判断できること。 (5) 里親申込者は、配偶者がいない場合には、次のどちらかの要件を満たしていること。 ア 子どもを養育の経験があること、又は保健師、看護師、保育士等の資格を有していること。 イ 起居を共にし、主たる養育者の補助者として子どもの養育に関わることができる、成人の親族等がいること。	(1)から(3)及び(5)は養育里親と同じ。 (4) 養育里親と同じ。 ただし、特別養子縁組を希望する場合は、民法の特別養子縁組に関する規定によることとする。	(1)から(3)まで養育里親と同じ。
3 居住地の家屋状況及び	(1) 住居及び地域の環境が、児童の保健、教育、その他の福祉上適当なものであること。特に、新生児・乳幼児の養育に当たっては、健全な成長に支障となるものがないこと。 (2) 住居について、その広さは、原則として、居室が2室10畳以上であり、家族構成に応じた適切な広さ（3畳以上／人）が確保されているとともに、住宅用火災警報器の設置等による防火安全対策がとられていること。		
4 動機	里親申込の動機が子どもの最善の福祉を目的とするものであること。		

※上記基準の解釈や補足説明等は、「長野県里親認定基準解説」による。